

令和6年4月12日

報道機関各位

建設部長 大橋 通人
(道路管理課道路管理係)

次のとおり情報を提供いたします。

- 1 件 名 公共物使用料の一部算定誤りについて
- 2 内 容 建設部では、法定外道路または水路用地等の使用許可等を受けた者に対し、使用料を徴収しています。
令和6年4月5日に発送した納入通知書の内16件について使用料の誤りが判明しました。このため、4月9日に全16件の対象者にご連絡し、算定誤りの内容についてご理解いただきました。
なお、すでに納入された案件はなく、訂正した納入通知書を4月12日に発送しました。
- 3 対象使用料 誤 16件 1,100,612円
正 16件 581,212円
- 4 再発防止策 納入通知書発行の際には、チェック体制の強化を図るとともにシステムの改善を行い、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先 道路管理課 道路管理係 長瀬
電 話 0270-24-5111 (内線 2320)
ダイヤル 0270-27-2761